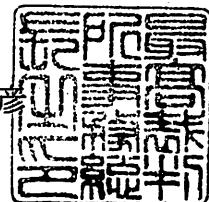


平成31年2月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

2月25日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在しないかどうか不明である旨を主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

ア 71期司法修習生のうち、戒告処分を受けた人の数が分かる文書

イ 71期司法修習生のうち、修習の停止処分を受けた人の数が分かる文書

ウ 71期司法修習生のうち、罷免処分を受けた人の数が分かる文書（罷免事由別の人数が分かる文書を含む。）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月18日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る文書は、71期司法修習生のうち、裁判所法に基づき罷免等とされた人数や罷免事由別の人�数が分かる文書と解されるが、裁判所において、現状ではこのような文書を作成する必要はないため、対象となる文書を作成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。